

個人事業者の 所得税・消費税の確定申告 相談会

檀原商工会議所並びに檀原商工会議所自主申告部会では、次の通り確定申告相談会を行います。所得税並びに消費税の確定申告相談にお越しの際には、下記並びに裏面のご準備いただく資料をご持参下さい。

【相談期間】 **2月17日（月）**
～3月12日（木）

※所得税の確定申告・納付期限は3月16日（月）ですが、電子送信等事務処理の関係上、相談期間を上記の通りとさせていただきます。

ご相談を希望される方は、お早めにお越しいただきますようお願いいたします。

※土曜日・日曜日の休日相談はございません。

【受付時間】 **9：00～16：00**

【相談場所】 **檀原商工会議所（檀原市久米町652-2）**

【確定申告相談に関する手数料について】

●相談内容

・電子申告データ作成 ・決算書作成 ・申告書作成 ・集計事務等の事務量に応じて
手数料を頂戴いたします。

※手数料の内容については裏面のお問合わせ先までご連絡下さい。

【ご準備いただくもの】

＜決算書・確定申告書等＞

①前年分（平成30年分）を当所にて電子申告された方

・ 当所より送付した関係各書類（青色申告決算書または収支内訳書・確定申告書等）

②前年分（平成30年分）を当所以外で電子申告された方

・ ご自身で準備された関係各書類（青色申告決算書または収支内訳書・確定申告書等）

③前年分（平成30年分）を電子申告以外で確定申告された方

・ 税務署より送付された関係書類（青色申告決算書または収支内訳書・確定申告書等）

＜添付書類等＞

詳しくは、裏面をご覧ください。

【ご準備いただくもの・添付書類等】

税務署から送付された申告書類(所得税・消費税)一式

e-tax を選択されている方は税務署から郵送された「確定申告のお知らせ」ハガキ（口座振替利用の方）又は封書（納付書で振込される方）を必ずご持参ください。（税務署からは申告書類は送付されません。）

平成30年分の確定申告書・決算書 控え（所得税・消費税）

令和元年分の売上・仕入・経費科目の金額（集計作業を済ませておいてください）

※消費税の確定申告に当たっては、消費税額等を税率の異なることに区分して計算する必要がありますので、税率の異なることに区分した課税売上げ及び課税仕入れ等を集計する必要があります。

令和元年分の専従者・従業員の源泉徴収簿

令和元年中に支払った国民健康保険料の支払いの分かる領収書・納付書控え、国民年金保険料の納付証明書

生命保険料・個人年金保険料・地震保険料(損害保険)等の支払(控除)証明書

小規模企業共済掛金控除証明書

住宅取得借入金控除の申告関係書類（住宅取得借入金控除を受ける場合）

公的年金・給与等の源泉徴収票（公的年金・給与等がある場合）

医療費控除を受ける場合は医療費の領収書(医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計してください)または医療費通知(医療費のお知らせ)

※入院又は医療保険金等を受け取った場合、その保険料の分かるもの

※高額医療費の還付を受けた場合、その還付金額の分かるもの

その他確定申告に必要な関係書類など

マイナンバー等の必要書類(申告者、控除対象者(配偶者・扶養家族)全員分)

印鑑(シャチハタは不可)

消費税課税事業者の方へ

- ・平成29年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は消費税の申告が必要です。
- ・令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、課税期間内の課税取引を税率ごとの区分が必要となりますので、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「課税取引金額計算表」等の様式を用い整理をお願いします。

※上記のご準備いただく書類が不足しておりますと、ご相談に対応できない場合がありますのでご留意下さい。※ご不明な点は下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】 檀原商工会議所 中小企業相談所 TEL:0744-28-4400 FAX:0744-28-4430